

情報掲示板

時＝日時
場＝場所
対＝対象
定＝定員

費＝費用
必＝必要なもの
印＝申込方法
問＝問合せ先

申請・手続き

■介護保険適用除外施設に入所（又は退所）されたときは、14日以内に届出が必要です。

市国民健康保険に加入している40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の方が、介護保険適用除外施設に入所している期間は、その方の介護保険料が掛かりません。該当の方が介護保険適用除外施設に入所又は退所された場合は、必ず区保険年金課へお届けください。☎区保険年金課（☎592-3105）

納期限のお知らせ

市・府民税 第4期分	1月31日（木）
---------------	----------

○納期限を過ぎますと、延滞金が掛かりますので、ご注意ください。
○市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。
☎区市民税課（☎592-3112）

■市税の納め忘れはありませんか
～市民生活を支えるあなたの市税～
2月から4月の3箇月間を市税の「滞納整理強化期間」として設定し、昼間や平日に不在の方を対象に、夜間・休日の納税催告等を実施します。
特別な事情があって市税の納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。☎区納税課（☎592-3310）

イベント・講座

■ここに障害のある方を支える家族向けセミナー
～元気のもと、見つめませんか？～
「ご家族に知っておいてほしいこと」のお話と懇談会を行います。
時1月31日（木）13：30～15：30（受付13：15～）。場区第3会議室。定30名。費無料。☎前日までに電話。☎区健康づくり推進課（☎592-3479）
■高齢者栄養教室
65歳からの「生き生きクッキング」
1日目は食生活チェック、2日目は調理実習を行います。
時①2月8日（金）10：30～12：00、②22日（金）10：30～12：30。場区栄養室。対65歳以上で2日とも参加できる方。定15名。費400円。必①筆記用具、②エプロン、三角巾、タオル。☎1月15日（火）から電話。先着順。☎区健康づくり推進課（☎592-3477）
■地域子育て相談事業
“親子体操”親子で体を動かそう
時1月30日（水）14：00～。場アヴェ・マリア幼稚園（御陵中筋町3）。対1歳6箇月～。費200円（おやつや飲物あり）。必上靴（あれば）。☎電話。☎アヴェ・マリア幼稚園（☎592-

-6404）
■山科図書館（☎581-0503）
※開館時間：10：00～19：30（土・日・祝は～17：00）。休館日：火曜日（祝日の場合翌日）と第2・4水曜日。
お楽しみ会
1月19日（土）11：00～
・大型絵本の読み聞かせ
・紙芝居
テーマ図書の展示と貸出
2月 一般書「手づくりの贈り物」えほん「げんき」
絵の展示（幼児コーナー）
1月、2月はアヴェ・マリア幼稚園児の作品。
■移動図書館「こじか号」巡回（☎801-4196）
1月21日（月）
10：00～10：50
場西野山分譲集会所前
11：10～11：40
場山階南小
13：00～13：40
場陵ヶ岡小
1月23日（水）
10：00～10：40
場大塚小
11：00～11：40
場大宅小
■山科青少年活動センター（☎593-4911）
「やませいへ行こー」
①「シュークリーム作り」②パレンタイン大作戦「クッキーとチョコレート作り」を行います。
時①1月26日（土）、②2月9日（土）、いずれも13：00～16：00。対中学生～30歳の青少年。定各20名。費100円。☎電話か来館。先着順。
「無料で自習室が使えます！」
時10：00～21：00（日・祝 10：00～18：00）。水曜日は休館。場山科青少年活動センター自習室。対中学生～30歳の青少年。☎不要。
■山科中央老人福祉センター（☎501-0242）
悠遊講座
「スワロフスキーで作るお洒落な指輪 第2弾～ラウンド編～」
時A 2月13日（水）、B22日（金）、いずれも9：30～12：00。対市内在住の60歳以上の方。定各20名。費1,000円。☎1月23日（水）～2月6日（水）。本人が直接来所。申込多数の場合は抽選。

■山科老人福祉センター（☎501-1630）
平成20年度受講生募集
書道教室
時4月から1年間、毎週木曜日10：00～11：00。定30名。
健康ダンス教室
時4月から1年間、毎月第1・3水曜日10：00～11：30。定20名。
※いずれも対市内在住の60歳以上の方。費無料。☎1月28日（月）～2月15日（金）。本人が直接来所。申込多数の場合は2月22日（金）10：00から公開抽選。
■山科区社会福祉協議会（☎593-1294 F A X 594 0294、E-mail:fukusi08@mediawars.ne.jp）
要約筆記入門講座
中途失聴者や難聴者の方とのコミ

山科区役所

第1・第3木曜日は一部業務を午後7時まで延長しています

1月は17日、2月は7日、21日

午後7時まで取扱う業務

窓口	業務
市民窓口課（☎592-3094）	証明書発行 右に記載した業務のうち、転入・転出に伴う手続き
保険年金課（☎592-3105）	戸籍謄抄本、住民票の写し、印鑑証明書、所得証明など
福祉介護課（☎592-3218）	住民基本台帳、戸籍、印鑑登録、外国人登録
福祉介護課（☎592-3290）	国民健康保険、老人保健 子ども医療、児童手当
福祉介護課（☎592-3290）	介護保険（資格・賦課・収納）

上記のサービスでも、出張所や他都市への問合せが必要な場合など、その場で対応できないこともありますのでご了承ください。

ユニケーションの手段である要約筆記について学んでみませんか。初心者向けです。
時2月9日、16日（土）いずれも13：30～16：00。場山科総合福祉会館。定30名。費無料。☎2月4日（月）まで。電話、F A X、E-mail。先着順。
知的ハンディのある人たちを支えるボランティア入門講座
知的障害のある方のお手伝いをしませんか。初心者を対象にしていますので、気軽に参加してください。
お話：田畑卓之さん。時2月2日（土）14：00～16：30。
体験：時2月4日（月）～2月29日（金）（期間中、都合の良い日に2回）。まとめ：時3月1日（土）14：00～16：30。場山科総合福祉会館。定30名。費無料（活動中実費負担有）。☎1月31日（木）まで。電話、F A X、E-mail。



案内

■東温プール臨時休業
定期点検及び整備工事のため2月6日（水）～22日（金）は休業します。☎東温プール（☎571-3100）
■献血
勧修学区
時1月29日（火）10：00～11：30と12：30～16：00。場勧修小学校。☎区健康づくり推進課（☎592-3474）
人口統計
（12月1日現在）
世帯数 57,715世帯
人口 136,310人
男性 65,007人
女性 71,303人
交通事故
（12月12日現在）
交通事故 1,225件（-134）
死傷者 3件（-2）
負傷者 1,447件（-217）
火災・救急
（12月10日現在）
火災 22件（+4）
救急 5,967件（+113）
※（ ）内は昨年同月比

山科中央老人福祉センター

平成20年度の初心者受講生を募集します

教室名	実施日時	定員
ウクレレ教室	第1・3火曜日 13:30～15:30	20名
編物教室	第2・4火曜日 13:30～15:30	15名
新舞踊教室	第1・3水曜日 9:30～11:30	20名
健康ダンス教室	第1・3水曜日 13:30～15:30	35名
コーラス教室	第2・4月曜日 10:00～11:30	40名
絵手紙教室	第2・4火曜日 9:30～11:30	20名
ちぎり絵教室	第2・4水曜日 13:30～15:30	15名
卓球教室	第2・4金曜日 13:30～15:30	20名
民謡教室	第2・4金曜日 13:30～15:00	30名
健康マージャン教室	第2・4木曜日 15:00～17:00	16名
健康教室【太極拳】 ①ゆったりコース ②はつらつコース	第1～4金曜日①10:00～11:00 ②11:15～12:15	①・② 各30名
健康教室 【ストレッチ体操】	第1・3土曜日①10:00～10:50 ②11:00～11:50	①・② 各30名

問合せ先 山科中央老人福祉センター（☎501-0242）

受講期間 平成20年4月～平成21年3月の1年間
対象 市内在住の60歳以上（平成20年4月1日現在）の初心者の方
費用 無料（材料費・コピー代等は自己負担）
申込期間 2月12日（火）～29日（金）
申込方法 本人が直接来所のうえ、所定の申込用紙に記入し提出してください。
その他 申込多数の場合は、3月10日（月）午前10時から公開抽選を行い、発表は午後2時からセンター内に掲示します。最小催行人数各教室10名。



～周囲の状況に応じてあわせて、まず身の安全を確保しましょう～

緊急地震速報は、昨年10月1日から気象庁により、情報の提供が開始されています。
これは、最大震度5弱以上と推定した地震の発生直後に、強い揺れ（震度4以上）の恐れがある地域に、地震が起きた場所、強い揺れへの警戒などを、可能な限り素早くお知らせするものです。
情報は、NHK放送（テレビ・ラジオ）で得ることができます（民間放送では順次放送される予定です）。
屋内にいるとき
○家
頭を保護し、丈夫な机の下などに隠れ、あわてて外に飛び出さないようにしましょう。
○公共施設・商業施設
施設の係員の指示に従いましょう。

緊急地震速報で地震による被害軽減を

落ち着いて行動し、出口に殺到しないようにしましょう。
屋外にいるとき
○市街地
ブロック塀は倒壊する恐れがありますので、近付かないようにしましょう。
看板や割れたガラスの落下に注意しましょう。
○山やかけ付近
落石やかけ崩れに注意しましょう。
乗り物に乗っているとき
○自動車運転中
急にスピードを落とさず、ハザードランプを点灯し周囲に注意を促しながら、安全な場所へ停車しましょう。
○鉄道やバスなどに乗車中
つり革や手すりにしっかりとつかまりましょう。

問合せ先 山科消防署（☎592-9755）

犬・猫の飼い方のマナーを守りましょう

犬や猫の飼い方のマナーを確認し、近所に迷惑を掛けないよう心掛け、人もペットも住みよいまちにしていきましょう。

放し飼いはやめましょう

放し飼いは、近所に迷惑を掛けるだけでなく、交通事故などに遭う原因にもなります。まちを汚さないようにしましょう
散歩時にはビニール袋等を携帯し、フンは必ず持ち帰りましょう。
また、毛の飛散や悪臭などが生じないようにしましょう。

名札等を付けましょう

迷子になった場合でも、無事に飼い主の下に戻れるように連絡先を明記した札を首輪等に付けましょう。
不妊・去勢をしましょう
子犬や子猫を望まない場合は、不妊・去勢手術を受けさせましょう。
愛情と責任を持って飼いましょう
動物を飼う前に、最後まで責任を持って飼うことができるか十分に検討しましょう。
問合せ先 区衛生課（☎592-3489）

ふれあい“やましな”2007

区民ふれあい文化祭を開催

2月9日（土）・10日（日） 入場 無料

場所 東部文化会館（山科区柳辻西浦町1-8）

区民ギャラリー



2月9日（土）・10日（日）午前10時～午後6時

区民の皆さんの絵画・書道・写真・陶芸・リサイクルアートを展示します。いずれもすばらしい作品です。どうぞご覧ください。

区民芸能フェア

2月10日（日）午後1時～5時
22団体が舞台で、ダンス・演奏・舞踊等様々な演目を披露します。
9日（土）午後1時からリハーサルもご覧いただけます。



お茶席

2月9日（土）・10日（日）午前10時～午後4時
区民ふれあい文化祭の開催期間中、会場内にお茶席を設けます。
1席200円
問合せ先 ふれあい“やましな”実行委員会事務局：区まちづくり推進課（☎592-3088）

市・府民税、所得税の申告はお早めに

○市・府民税の申告は区役所へ

平成20年1月1日現在市内在住で、平成19年中の所得金額が市・府民税の基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額の合計額を超える方が対象です。
ただし、平成19年分の所得税の確定申告をした方や、平成19年中の所得が給与だけで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方の申告は不要です。
なお、前年に申告された方には1月中に申告書の用紙を送付します。
問合せ先 区市民税課（☎592-3113）

○所得税の確定申告は税務署へ

事業所得や不動産所得等から算出される所得税額がある方、給与所得以外の所得金額が20万円を超える方、給与収入が2,000万円を超える方等が対象です。
また、給与所得者や公的年金等受

給者で、次の要件に該当する方は、税務署に確定申告をすると所得税の還付を受けられることがあります。
①給与支払者や公的年金等支払者へ届出をしている以外に、社会保険料、生命保険料等の所得控除がある方
②多額の医療費を支払った方
③住宅ローンの融資を受けて住宅を取得した方
なお、給与所得者の還付申告や公的年金収入のみの簡易な確定申告書については、申告期間中であれば、区市民税課でも受け付けます。

確定申告の説明会

2月4日（月）	東部文化会館（山科区柳辻西浦町1-8）
午前10時～11時30分	給与や年金、配当収入のみを申告する方が対象
午後1時30分～4時	事業収入や報酬、不動産収入を申告する方が対象（決算書や消費税申告書の書き方も説明します）

※一般的な申告書の書き方の説明です。不動産や株式の譲渡に関する説明や個別の相談、申告書の収受は行いません。

確定申告会場の案内

	2/5 (火)	2/6 (水)	2/7 (木)	2/8 (金)	2/12 (火)	2/14 (木)	2/15 (金)	場所
公的年金受給者と還付申告者の申告と相談	○	○	○	○	○	—	—	区役所大会議室
	—	—	—	—	—	○	○	東部文化会館（柳辻上による申告会）

午前10時～12時、午後1時～4時
※来所者が多数の場合、上記時間にかかわらず受付を終了することがあります。

問合せ先 東山税務署（☎561-1131）

確定申告をする前にもう一度チェックしてください ～子ども医療費～

子ども医療費の資格のある方で、3歳から小学校就学前までのお子さんの医療費の自己負担額が、1箇月で3,000円を超えた場合、超えた額を払い戻します（平成19年8月末までの医療費については、1箇月で8,000円を超えた場合）。

払戻しの手続に必要なもの

①領収書の原本（患者名、保険診療点数、受診日、医療機関名が明記されたもの）
②お子さんの名前が載っている健康保険証（原本）
③子ども医療費受給者証（交付を受けている方）
④預金通帳等振込口座番号の分か

るもの（ゆうちょ銀行は取扱いできません）
※その他、印鑑や保険者からの医療費支給証明書が必要な場合があります。

確定申告の医療費控除の手続をされる方に

先に、子ども医療費の払戻し手続をされてから、確定申告の医療費控除手続を行ってください。税務署へ領収書の原本を提出されますと、子ども医療費の払戻しの手続ができなくなりますのでご注意ください。
問合せ先 区福祉介護課（☎592-3218）